

## 京都御所紫宸殿廻りにみる復古の様式とその使われ方

満田 さおり

### はじめに

江戸時代後期の安政2年（1855）に造営された京都御所（安政度内裏）の御殿群には、平安時代から造営当時に至る日本の建築様式が凝縮されており、約千年もの間京都で花ひらいた宮廷文化の面影を今に伝えている。そのなかでも、平安宮に由緒をもつ殿舎のある主要部分には復古の様式が採り入れられており、御所の永い歴史を伝える建築空間において、重要な伝統儀式が執り行われていた。

京都御所の正殿である紫宸殿やその西北に隣接する清涼殿、及び後宮正殿である飛香舎にみられる復古の様式は、寛政度内裏の造営時（寛政2年〈1790〉）<sup>（註1）</sup>に光格天皇を中心とする朝廷の熱意により実現したもので、その焼亡によって再建された安政度の造営も基本的にそれを踏襲したものであった。それまで久しく絶えていた平安時代の様式を復古するにあたっては、造営当時のあらゆる制約（空間・時間・材料・費用など）のもとで、各々の殿舎の用途に基づく周到な造営計画（取捨選択）があったと推測される。言い換えると、京都御所は日本の宮廷に必要なものとは何かということが考え抜かれた結果、創出されたものである。その本質を明らかにすることは、日本の宮殿建築や住文化の歴史を理解する上でも不可欠であろう。

本稿は、以上の観点に立ち、平安復古の様式で建てられた紫宸殿廻りの建築空間（図1）を対象として、回廊整備工事における新知見を示すとともに、復古様式の特徴と使われ方の関係を明らかにすることを目的とする。

### 1 京都御所の復古様式について

寛政度内裏の造営に際し、光格天皇の意向として最初に伝えられたのが、紫宸殿と清涼殿の旧制での造営と、紫宸殿南庭周辺の整備（南側の拡張と承明門・建礼門という内・外郭門並立構造の再興、回廊の新設）であった。特に、紫宸殿の母屋や<sup>もや</sup>廂<sup>びし</sup>の間数が足らなかったことや承明門代（南御門）が道路に直接面していたこと、さらには開放的な南庭では見物の人々に殿内の様子を窺い見られる恐れがあったことから、従来の内裏の規模や形式は儀式を執り行うにあたって差し支えがあり<sup>（註2）</sup>、復古様式の内裏の造営は天皇を中心とする朝廷の人々のかねてからの希望であった。

そのような朝廷側の造営方針のもとで、儀式空間の復古の柱とされたのは、当時『大内裏図考証』を著していた有職故実家の<sup>うらまつ こぜん</sup>裏松固禪による平安宮内裏の復元研究であった。固禪は長い年月をかけて古記録や儀式書などの記述を丹念に蒐集し、それらをもとに内裏殿舎の平面の考証を行っていた。一方で、建物の立面や構造に関しては固禪の考証では十分でなかったため、



図1 京都御所 紫宸殿廻り平面図

その検討には『年中行事絵巻』などの絵図が用いられ、御用絵師の土佐光貞に古図の蒐集や写しの提出が命じられた<sup>(註3)</sup>。さらに、絵図による立面のイメージを実際の建築に落とし込むためには専門知識が必要であり、京都中井役所（幕府の造営組織）の棟梁である岡嶋上野掾が図面の作成に尽力した<sup>(註4)</sup>。しかし、絵図による情報も少ない屋根や床下などについては、工匠であっても平安時代の形式が分からず、現存遺構（仁和寺・泉涌寺の旧紫宸殿や東寺の慶賀門など）の調査が行われて設計の参考とされた<sup>(註5)</sup>。以上、寛政度内裏の建築空間の復古とは、固禪の考証による平面及び絵図による立面のイメージを基礎として、工匠が現存遺構を参考にしつつ当時の技術でそれを補ったものであったとみられる。

寛政度の造営で実現した復古様式を採り入れた内裏は、嘉永7年（1854）4月6日に再び焼亡の不運に見舞われる。再建当時の記録によると、次の安政度の造営は、寛政度内裏を元通りに復元する方針であったことが知られる。すなわち、寛政度内裏において旧儀によって内裏を再興し、少々不都合な所もあったが、今は外夷渡来など多端の時節にあたり、天皇から御希望

を仰せられることはなく、「御元形」の通りに殿舎を造営するならば大変満足されるであろうから、これをよく承知して造営を取り計らうようにとの命が、関白（鷹司政通）から下されている（註6）。また、奉行衆より「元形之御図面」をもとに、炎上前と相違なきよう調査するように命令があり、寛政の造営以後の建て増し箇所も含めてよく調べるように修理職に申し渡されている事例がある（註7）。旧内裏の焼亡から新造内裏遷幸（安政2年〈1855〉11月23日）まで約1年半という造営期間の短さから考えても、安政度内裏が寛政度の方針を引き継いで速やかに造営されたことがうかがえる。



図2 京都御所 南庭・回廊・承明門（紫宸殿上から望む）

## 2 回廊の造営

京都御所の紫宸殿南庭は、瓦葺の屋根に丹塗の柱の回廊に取り囲まれ、回廊内には南正面に十二脚門の承明門、東西に八脚門の日華門（東側）と月華門（西側）が配され、それらに加えて4つの穴門（左腋門・右腋門・長楽門・永安門）が備えられている（図1、2）。それらの門の名称と配置はすべて平安宮内裏に由来するが、平安宮内裏の南庭廻りには宜陽殿・春興殿（東側）、校書殿・安福殿（西側）という4つの殿舎が立ち並び、殿舎の間には丹塗の門が配された（79頁図18）。寛政度の造営では、4つの殿舎のうち宜陽殿だけが復元されて他は省略されるとともに、檜皮葺であった門の屋根を瓦葺に変更し、複廊形式の回廊により南庭が囲まれる形式となった。

回廊の丹塗は、厳儀の場の象徴として機能するもので、白木造りを基調とする内裏において、周囲の空間との鮮やかな対比を生んでいる。それだけに、復古の際、色味については特に検討が重ねられたとみられる。寛政度の造営史料によると、丹塗の色味について、光明丹塗であったことが知られる。仕上げの検討段階において、御普請方より「渋引光明丹御塗本」と「光明丹御塗本」というそれぞれの見本が提出されており、渋が引かれた方は色が悪く塗りムラも目立ったため、光明丹塗に渋を引かない仕様に決定されている（註8）。

安政度造営については検討過程を示す記録が見当たらないが、当時の造営資料群のなかの塗師方の見積書（註9）には光明丹塗と記されている。ただ、この帳簿については年代を示す記述がみられず、「渋上ケ」の文字が抹消されている点、同様の書式を持つ帳簿（註10）に「戊五月十日受取」との書入れがある点から、寛政2年（庚戌年）に作成された可能性が高い（安政2年は乙卯年）と考えられている。しかしながら、現在、安政度造営の資料群に分類されていることを重視すれば、安政度の造営における仕様の参考とされた可能性も高いとみられ、安政度造営も寛政度の仕様に準じて行われたと考えられる。実際に、造営時に近い塗装が残っていると推測



図3 京都御所 月華門（せ通①西面）の柱の痕跡

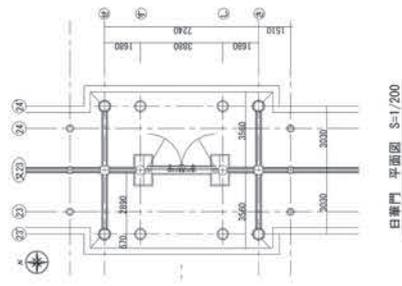
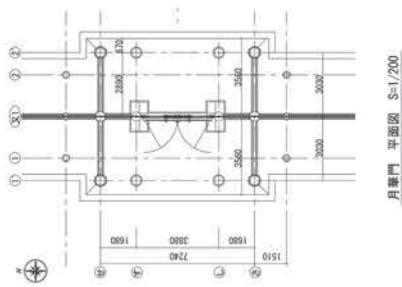
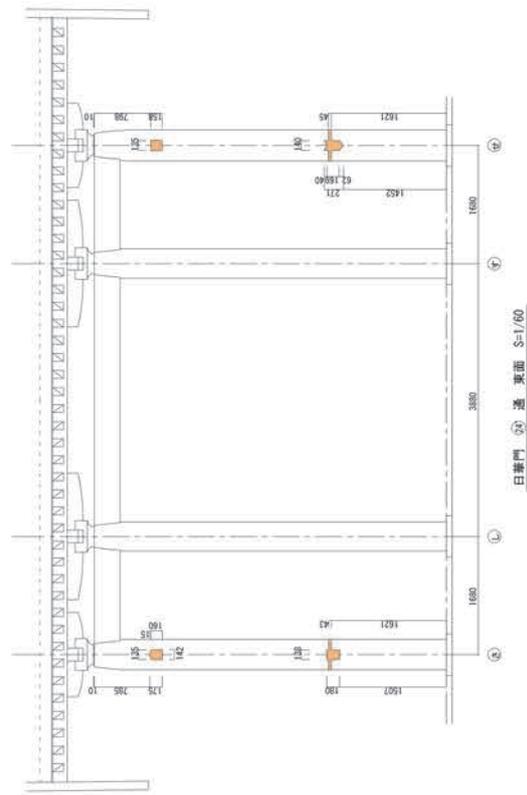
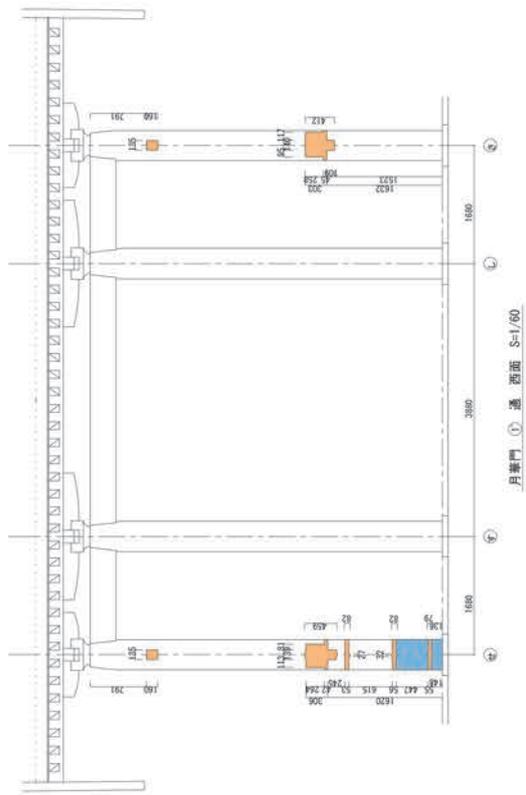
された箇所からは、科学分析により鉛丹が検出されている（83頁長崎論文参照）（註11）。

ところで、今回の塗替工事（平成29～31年に実施）において、従来の丹塗の塗装がかき落とされると、日月華門及び承明門に埋木や矧木などの修理の痕跡が確認された（図3）。それらのうち本体の木地と明らかに色味の異なる部分は、場所から判断して腐朽による後世の新補材の可能性が高い。一方で注目されたのは、本体の木地と近い状態の埋木が3つの門のほぼ同じ位置に共通してみられたことである（図4、5）。

3つの門すべてに①礎石から約1.5m及び約4mの位置、日月華門にはさらに②礎石から約1.6mの位置に柱の外周を廻る埋木がみられた。それぞれの位置と埋木の大きさから、①は貫、②は腰長押（首切部分）の作事の跡であることが想定されるとともに、埋木を留めるために使用されていたのは長さ約10cmもの太い和釘であったことから、洋釘が普及する明治時代以前、すなわち造営時期の痕跡である可能性が高いと考えられた。

そこで、史料を確認すると、作事の最中に計画変更が行われていたことが分かった。すなわち、「安政2年5月7日に棟梁から作事が進んでいる日月華門の腰長押について伺いがあり、寛政度造営史料を取り調べたところ、寛政元年閏6月の通達で承明門の腰長押は省略することが決定され、「壁塗込貫」という手法が採用された（註12）ことが分かった。ところが、「壁塗込貫」を用いて造営された寛政度の門は、その後の改変によって「仮（化）粧貫」に変更されてしまっていたため、嘉永7年の炎上当時の「御元形」の門は、腰長押のある形式であった。（この伺いがあった時点で）棟梁たちはその「御元形」に合わせて、すでに日月華門に腰長押を付けるべく作業を進めていたのだが、その後の検討の結果、安政度造営においても寛政度造営の通りに腰長押のない形式とすることが決定し、すでに切り組まれていたところは精々目立たぬよう取り繕うことになった」ことが記されている（註13）。

計画変更という視点から実際の痕跡を見ると、左右両端の柱の上下2箇所に「壁塗込貫」が仕込まれていることが想定される。また、3つの門を比べると、月華門は長押跡に補材が使用されているのに対し、日華門は柱本体に長押の位置を示す筋を刻んでいるだけのものがある。さらに、承明門には長押の痕跡がないことを考え合わせると、計画変更の段階で、月華門、日



● 埋木 朽木を示す  
 ● 取替えられた材を示す

図4 京都御所 月華門・日華門の痕跡図



華門、承明門の順に作事が進んでいたことが想定される(註14)。

丹塗をかき落とした際には、回廊や門の樹種の調査が行われ、杉や榎とみられる材などが多用されており、垂木や茅負など一部に檜が使用されていると推測された。また、頭貫や梁などには、本来は継ぐ必要のない場所に大胆な継ぎ目が見られる箇所も確認された(註15)。

鮮やかな丹塗の下には、限られた材木や費用のなかで復古様式の実現を目指すにあたり、復古を優先することと引き替えに材料にはこだわらないとした(註16)、寛政度造営以来の造営方針が確かにみられるのである。

### 3 紫宸殿廻りの使われ方

本章では、復古様式で造営された紫宸殿廻りにおいて、天皇の出御のもと行われた儀式(註17)について確認し、復古様式の建築空間とその使われ方の関係を明らかにする。儀式の室礼と式次第については、明治維新前の京都御所における儀式の記録である『公事録』(宮内庁書陵部所蔵)と『旧儀式図画帖』(東京国立博物館所蔵)、その他個別の史料に拠った。また、補足史料として『公事録』附図(宮内庁書陵部所蔵)、『恒例御装束図』(嘉永6年、宮内庁書陵部所蔵)、『孝明天皇紀附図』(宮内公文書館所蔵)などの指図や絵画史料も参考にした。

#### I 伝統的な恒例儀式

紫宸殿では、年中恒例行事として、節会(元日節会、白馬節会、踏歌節会、豊明節会)、神事(例幣、新嘗祭〈神嘉殿への行幸の出入り口〉)、仏事(後七日御修法)という平安宮内裏以来の伝統的な儀式が天皇出御のもとで執り行われた。

##### 1 節会

正月の三節会と11月の新嘗祭の後に行われた豊明節会は、古代から続いた天皇による公卿以下群卿への賜宴であり、紫宸殿上に天皇の座と公卿の座、南階下に外記・史などの座が設けられた(図6、7)。承明門東回廊の長楽門東の壇上に外弁(門内の内弁とともに諸事を取り計らう役)の公卿の座、その南東の庭中に弁・少納言の座、承明門内壇上に閤司(門の鍵の管理を司る役)の座、日華門西に祿所の座、宜陽殿西に内弁の座などが設けられ、雨儀の際には庭中



図6 『公事録』附図「白馬節会白馬渡馳道之図」(宮内庁書陵部所蔵、以下同じ)

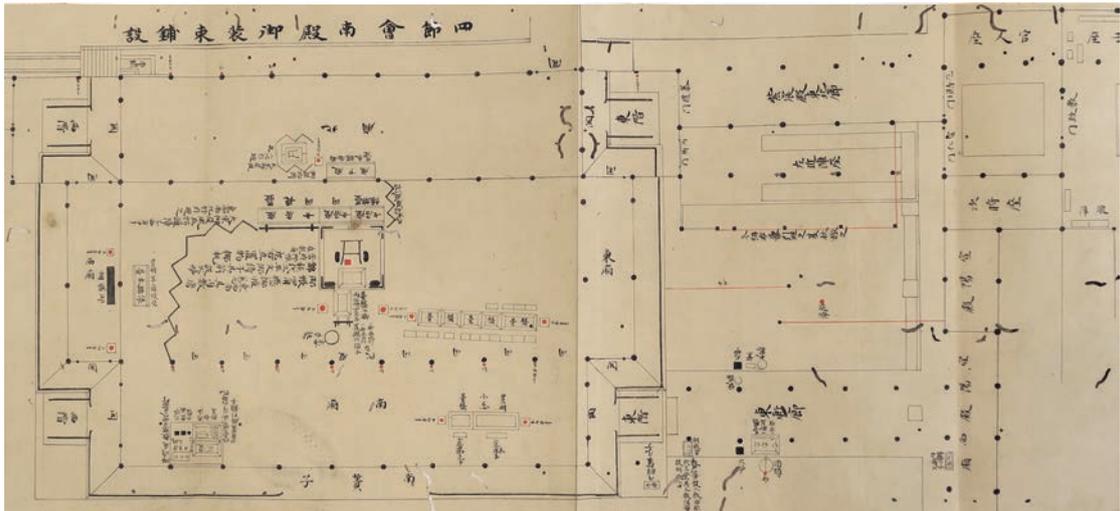


図7 『恒例御装束図』「四節会南殿御装束鋪設」(嘉永6年、宮内庁書陵部所蔵、以下同じ)

の参列者などの列立場所が回廊内に移動した。南庭には舞台【白馬節会・豊明節会】や踏歌舞妓の薦【踏歌節会】、標(参列者の立ち位置を示す標識)などが配された。

儀場への経路について、天皇は清涼殿西廂の朝餉間→母屋→東弘廂→長橋→紫宸殿北西階→北西妻戸の順に進み、紫宸殿北廂に設えられた御粧物所の御倚子に着御して、履物を挿鞋から靴に召し替えた。その後、賢聖障子中央戸を進み、母屋の御帳台に北面より入御して御倚子に着御した。

天皇の出御の後、内侍が紫宸殿東檻に臨み、昇殿が促されると、回廊内の門が開かれ、公卿が承明門東扉から南庭に参入して所定の位置で拝礼を行った。雨天の際の略儀である雨儀では、東回廊の柱の外側(砌上)を経て宜陽殿西土廂で拝礼を行った。その後、東軒廊から紫宸殿東南階を昇り、母屋の座に着座すると饗饌の振る舞いがあった。

庭上では、各種奏上や、立楽(長楽門・永安門→紫宸殿南階前〈雨儀:承明門〉)【元日・踏歌両節会】、白馬渡(日華門→南庭→月華門)と、それに続く舞妓の舞(無名門→舞台〈雨儀:紫宸殿南廂〉)と立楽(無名門→月華門北廊)【白馬節会】、踏歌の舞(無名門→紫宸殿南階前〈雨儀:紫宸殿南廂〉)【踏歌節会】、舞妓の舞(紫宸殿南廂)と大歌(舞台南東〈雨儀:承明門〉)【豊明節会】などが行われた。儀式終了後は、祿所で祿を賜い日華門から退出した。



図8 『孝明天皇紀附図』「弘化四年正月元日平座図」(宮内公文書館所蔵、以下同じ)



図9 京都御所 宜陽殿

天皇が出御しない場合には、宜陽殿の公卿座に公卿の宴席が設けられることもあった（図8、9）。このような儀式的形式を「平座」と称した。節会は天皇による賜宴という儀式的性質から、唯一紫宸殿の母屋に天皇と廷臣の宴席が一同に設けられる形式となっていた。そのため、基本的には天皇の出御がなければ中止するか、平座の形式で紫宸殿外に宴席が設けられるなどの対応が取られた。

## 2 神事

毎年9月11日には例幣の儀式が行われ、伊勢神宮の神嘗祭に勅使を遣わして幣帛が奉られた。奈良時代に創始された儀式である。勅使発遣の日には、紫宸殿南廂の東第一間に天皇が出御して東南（伊勢神宮）の方角に向かって拝した。天皇の御座の東には関白の座も設けられた（図10）。

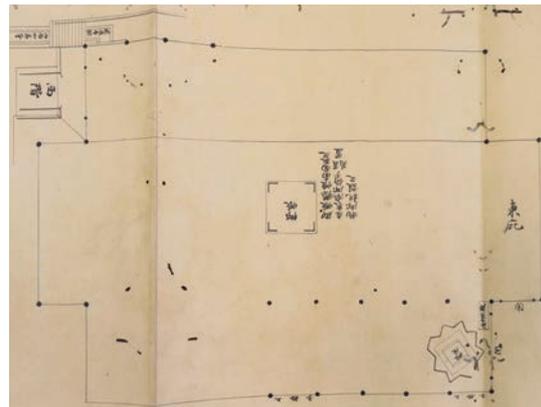


図10 『恒例御装束図』  
「九月例幣御拝御座南殿装束図」

11月には新嘗祭が行われ、神嘉殿への行幸の際、紫宸殿は御輿に乗御する場所として用いられた（図11）。日華門の東にあった御輿舎

から鳳輦を取り出し、日華門から紫宸殿南階に進み、階上の南簀子に安置して天皇の乗御が行われた。その後、鳳輦は月華門を経て神嘉殿に向かった。なお、光格天皇の譲位に際しても、仙洞御所（桜町殿）への行幸において月華門が使用されている。

寛政度造営では、鳳輦の寸法を勘案して、承明門の扉のある部分の柱間の広さが決定されており、日月華門もそれに合わせて造られている。その際、柱間が広くなった分について、承明門はその左右脇の回廊の柱間を縮めて調整されたのに対し、日月華門は門内で柱間を調整されたため<sup>(註18)</sup>、門の柱間の比率が承明門と日月華門では異なっている。

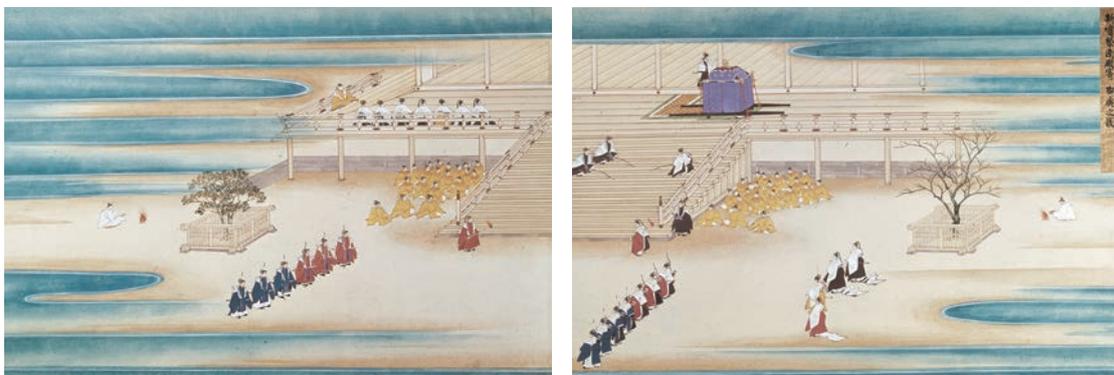


図11 『公事録』附図「新嘗会南殿寄御輿之図」

### 3 仏事

かつて平安宮では、元旦から7日までの一連の正月神事後、8日から14日まで真言院において後七日御修法の仏事が行われていた。真言院が途絶えた後は紫宸殿を儀場とし、その後途絶の期間を経て明治時代まで続いた儀式である。紫宸殿を真言院に擬して道場とし、天皇以下からの撫物（祈祷に用いる身代わりの具）が引き渡されて、密教の加持祈祷の作法が行われた。儀式の間中は、母屋中央に安置されていた御帳台を撤収して修法壇が置かれた<sup>(註19)</sup>。

仏事に天皇が公に出御することはなかったため、紫宸殿の北廂に内々の出御のための御聴聞御座が設けられ、着座の際には回廊の門が閉じられた。南廂には僧侶の座や奉行などの聴聞所が設けられ、東廂には儀式の奉行らが着座した。

## II 伝統的な臨時儀式

紫宸殿では、一代一度の人生儀礼や皇位継承などの臨時儀式も執り行われた。即位・大嘗会・立太子・立后・天皇元服・東宮元服・伊勢公卿勅使の儀式である。以下に、恒例儀式とは異なる特徴的な儀式空間が形成される即位・大嘗会・立太子・立后について取り上げる。

### 4 即位

即位は皇位の継承を天下に宣する儀式であり、もとは平安宮大極殿を儀式の場としたが、後柏原天皇以後は紫宸殿で行うことが通例となった。紫宸殿母屋の御帳台にかえて高御座を安置するとともに、賢聖障子や「紫宸殿」の扁額を外して代わりに斑幔や帽額を掛けるなど、紫宸殿には大極殿における舗設が施された(図12)。庭上には東から青龍旗・朱雀旗・日像幢・銅鳥幢・月像幢・白虎旗・玄武旗が立てられ、承明門内の左右壇上には狛犬が据えられた。回廊の門は大極殿廻りの回廊の門代として使用され、南庭には威儀物の奉持者が列立した。

儀式では、典儀（儀式を掌る役）が賛者（補佐）2名を率いて月華門から入り版位（列立の目印）についた後、外弁の鼓（承明門外に置かれた鼓）が打ち鳴らされて長楽門と永安門が開かれると、門部らがそこから参入した。次の鼓の合図で門部が承明門を開き、その他の門もともに開かれた。承明門からは五位以上が参入し南庭に列立した。ついで高御座に天皇が出御し、庭上で即位を天に告げる焼香が行われると、典儀と賛者の合図により群官の祝賀の拝礼が行われた。



図12 『公事録』附図「即位読宣命之図」

大極殿に比べると規模は小さいながらも、基本的な舗設や式次第は踏襲されており、紫宸殿とそれを取り巻く儀式空間は、大極殿代としても対応し得る形式を備えるものであった。

## 5 大嘗祭

大嘗祭とは即位後に行われる一代一度の大規模な新嘗祭で、宮中最大の祭祀に位置づけられる。紫宸殿南庭を大極殿南庭に見立て、大嘗宮が臨時に建てられた。儀式の初日には廻立殿（東軒廊の南に位置）における潔斎の後、悠紀殿（南庭中央東寄り）と主基殿（同西寄り）において天皇による神饌親供の神事が行われた（図13）。その際、天皇は清涼殿→長橋→紫宸殿北西階→北西妻戸→北廂東第一間→母屋→東南階→廻立殿→大嘗宮北門を経路として、悠紀殿→主基殿の順に儀式を行った。また、大嘗宮南門の前庭では、悠紀主基両国による国風の芸能などが奏され、悠紀国は左腋門、主基国は右腋門から参入した。さらに、翌日からは紫宸殿に天皇出御の、三ヶ日の節会（辰日節会・巳日節会・豊明節会）が行われた<sup>(註20)</sup>。

大嘗祭の前には、紫宸殿東南階に接する東軒廊において、大嘗祭の斎田とするべき国郡（悠紀・主基）を決定する大嘗会国郡卜定の儀式が行われた（図14、15）。東軒廊の北側には陣座があり、ここで大臣が斎田候補の国郡名を記して神祇官に授けた後、東軒廊において亀卜の儀式が行われたのである。紫宸殿廻りの空間は、東軒廊のような通路でさえ、重要な儀式の場として機能していた。



図13 『公事録』附図「大嘗会渡御悠紀殿之図」

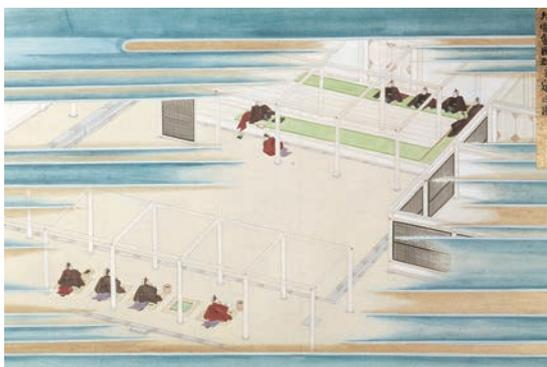


図14 『公事録』附図「大嘗会国郡卜定之図」

図15 京都御所 東軒廊（左）・陣座（右奥）

## 6 立太子・立后

立太子は皇太子、立后は三后（皇后・皇太后・太皇太后）を正式に定める儀式であり、儀式の形式は平安時代前期には定まり、近世まで存続した。紫宸殿の東第4間以西、及び東第4間と第3間の境に母屋から廂にかけて南北方向に簾台を立て渡して御簾を垂れ、紫宸殿内部が東西2つの空間に分けられた（図16）。天皇は南廂中央の簾中の座に出御し、その東には関白の座が設けられた。



図16 『孝明天皇紀附図』  
「天保十一年三月十四日立坊宣命拝舞図」

天皇の出御の後、内侍が東檻に臨み、内弁が紫宸殿に昇殿して南廂（東第3間）に着座すると、承明門が開かれ（長楽門と永安門は開かれない）、公卿が承明門から南庭に参入して各々の標に就いた。紫宸殿上で内弁から宣命使に宣命が渡されると、両者は紫宸殿東南階より降殿し、宣命使が立太子ないし立後の宣命（天皇の詔）を宣した。それを受けて、庭中の列立者は紫宸殿上の天皇に対して拝礼を行った。

平安宮内裏紫宸殿においても、同様の舗設がなされており、殿内と南庭を一体の空間として使用する紫宸殿での儀式のなかでも、より庭からみた象徴性の強い儀式空間が形成されていた。

## Ⅲ 近世的な恒例儀式

紫宸殿では、上記にみられる古制に則った儀式のほかに、江戸時代に年中行事に加えられ、武家や民衆の拝見が許された儀式も行われた。正月19日の舞御覧がそれである（註21）。

紫宸殿南廂中央に畳を敷き満たして天皇の座とし、御座東方に女房（中宮・准后・女御が列席する場合はここに着座）、御座西方に関白以下親王大臣撰家や公卿、南簀子西側に殿上人などの拝見所が各々設けられた。京都所司代は殿上人の上座において拝見するのが慣例であり、3曲（または1曲）拝見の後は退去し、西回廊において拝見したという。

南庭に舞台を構え（図17）、左方の舞の振鈴が長楽門より進み出て舞台に昇り舞を終えると、右方の振鈴が永安門より進み出て左方と同様に舞台において舞を披露した（雨儀では承明門壇上）。舞曲の間に、紫宸殿上では関白以下親王大臣撰家との御対面出御が行われた。

また、民衆たちが舞楽を拝見する際には、建春門腋門から参入し、承明門外において拝見した後、西の穴門より退出することになっていた。以上にみる儀式のあり方は、平安宮内裏では見られない近世内裏の特徴である。



図17 『公事録』附図「南庭舞御覧振鈴之図」

#### 4 平安宮内裏との比較

以上、江戸時代の復古様式の紫宸殿で行われた儀式を見てきたが、平安宮内裏紫宸殿では、どのように儀式が行われていたのであろうか。本章では平安時代後期の儀式書である『江家次第』に拠り、復古様式の内裏で引き継がれた儀式と再興されなかった儀式とを確認したい。

平安宮内裏の紫宸殿廻りで行われた節会の鋪設（図18）と、寛政度及び安政度内裏の紫宸殿における室礼や参列者の座（74頁図7）とを比較すると概ね変更なく復古が実現していることがわかる。また、節会における南庭を中心とする空間の使われ方に着目すると、平安宮では春興殿・安福殿・校書殿は基本的に室内を使用せず、主に南庭に面した土廂が雨儀の列立場所として用いられていた（註22）。つまり、儀式に必要なのは南庭を取り囲み、雨儀において列立が可能な空間であり、それが寛政度造営で新設された回廊の形式に反映されているのである。

そして、前章で伝統的な儀式として取り上げた他の儀式についても、節会と同様に、平安宮内裏の紫宸殿廻りにおける鋪設や使われ方が良く踏襲されている。

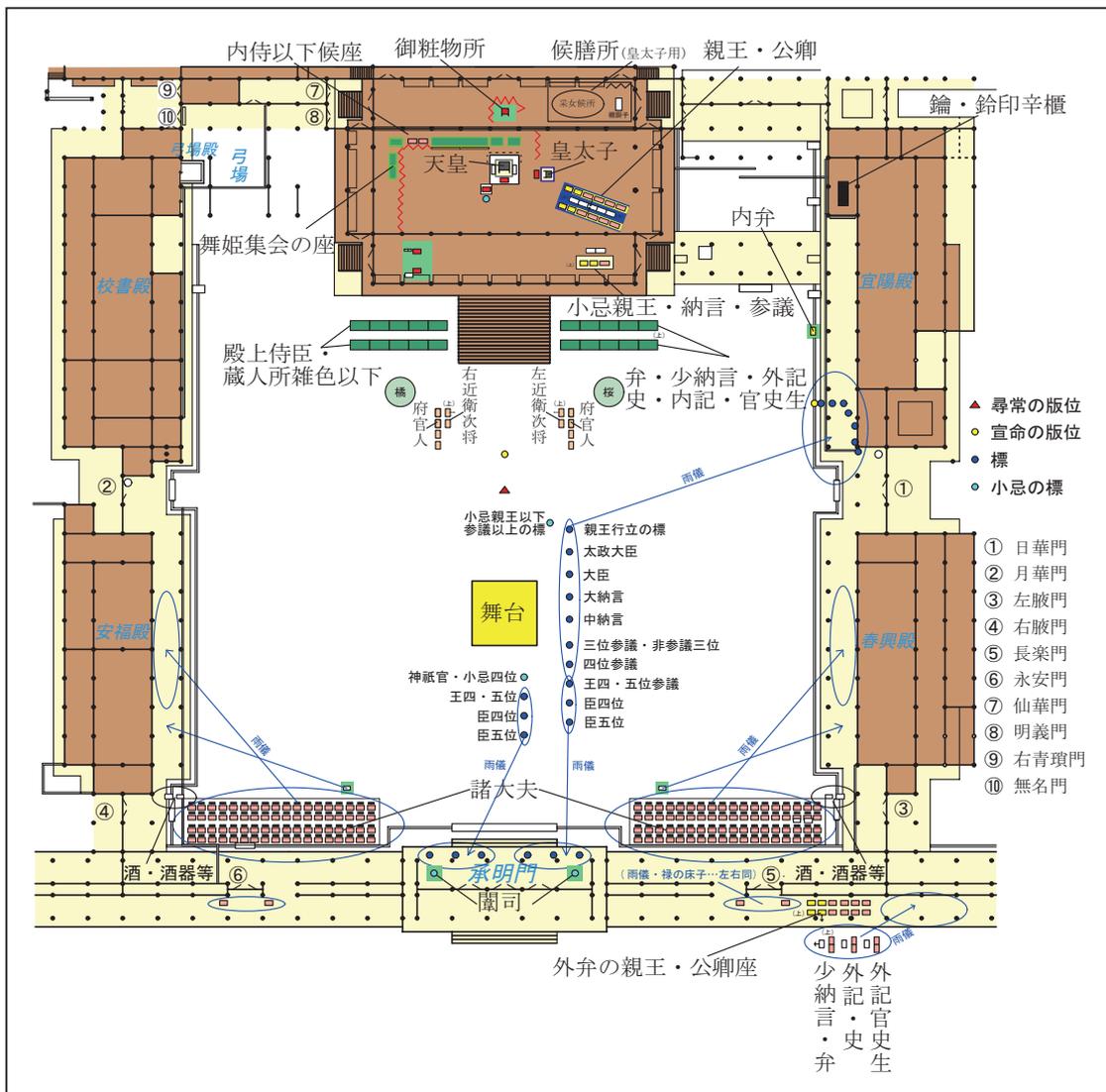


図18 平安宮内裏紫宸殿 豊明節会鋪設図

※『大内裏図考証』をもとに作成した図面に『江家次第』の鋪設を書き加えて作成した

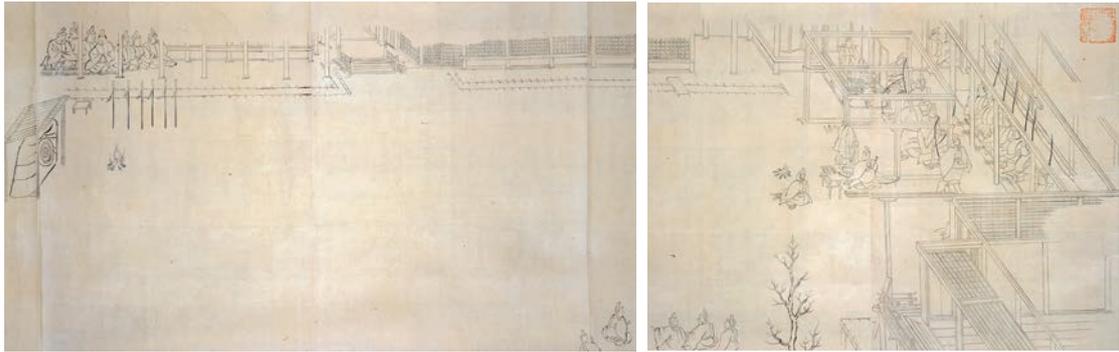


図19 『年中行事絵巻（残欠）』「射場始」（宮内庁書陵部所蔵）

一方で、再興されなかった儀式のなかに、射場始や射礼などの弓術に関する儀式がある。射場始は、弓場殿（校書殿の北面、東に張り出した建物）に出御した天皇が、公卿以下殿上人の弓術を観覧する儀式である（図19）。公卿以下は弓場殿に面した弓場（南庭西北隅）から南に向かって矢を放った。



図20 京都御所 弓場（紫宸殿西北廊）に取り付けられた弓立

禁中並公家諸法度の発布後、天皇をはじめとする朝廷の人々には特に学問が奨励され、

弓術などの武芸はその対象ではなかった。寛政の造営に際して弓場殿は復元されておらず、そのことから当時の造営方針は建築空間の表面的な復古ではなく、あくまで使われ方に基づくものであったことがうかがえる。ただし、弓場の用途はそれだけでなく、清涼殿の正面口として儀式にも使用されたため、紫宸殿西北廊を弓場と称し、その代わりに充てられた。西北廊には弓立（弓を立てるために廊の壁に取り付けられた横木）を復元して呼称の由来を意匠によって伝えている（図20）。

## おわりに

京都御所の紫宸殿廻りの建築空間は、平安様式の復古を掲げつつも、回廊などには新規の形式や殿舎の省略などが見られ、平安宮内裏の忠実な再現ではない。しかし、儀式における使われ方に着目してみると、建築の形態と伝統的な式次第に基づく使われ方が良く対応していることが明らかとなった。そのことは、厳しい制約のなかで、内裏という建築空間の伝統と本質への深い理解に基づく取捨選択があったことを示している。言い換えると、寛政度内裏で実現した復古様式の建築空間は、単なる形態の継承に終始したものではなく、実用と機能の追求によって造られているという点に唯一無二の価値がある。

復古様式を採り入れた紫宸殿では、平安宮内裏以来の様々な伝統儀式が行われ、紫宸殿内部と回廊で囲まれた南庭を一体の空間とみなした壮麗な儀式が繰り広げられていた。庭上も重要

な儀式空間であったために、雨儀にも対応できるよう、軒下の空間が確保されていた。京都御所紫宸殿廻りの儀式空間は、東京の皇居宮殿においてもその本質が受け継がれており、令和元年（2019）10月22日に行われた今上天皇の即位礼正殿の儀は、庭上参役者が回廊などに配される雨儀によって執り行われたが、その様子は往時の姿を彷彿させるようであった。

本稿では京都御所南面の儀式専用の空間を対象としたが、今後も対象の範囲を広げて京都御所の調査研究を進めていきたいと考えている。

## 謝辞

回廊の丹塗の仕様を調査するにあたり、宮内庁書陵部図書課 小森正明図書調査官、編修課 新井重行主任研究官、宮内公文書館 篠崎佑太研究員に多大なるご協力とご教示をたまわりました。ここに記して深く感謝申し上げます。

## 註

- (1) 飛香舎は、光格天皇の准后（のち皇后）欣子内親王の入内に際し、寛政5年（1793）に造営が始まり、翌年に完成した。
- (2) 『寛政御造営最初記』（宮内庁書陵部所蔵）。なお、本来内裏では、紫宸殿を囲む内郭と築地塀の外郭という二重構造であることが重要であり、紫宸殿の南正面には内郭の正門である承明門と外郭の正門である建礼門が建ち並んでいた。寛政度までの近世内裏では、建造物により紫宸殿南庭を取り囲む形式の明確な内郭がなく（承明門も設けられていなかった）、外郭の南御門が承明門代を兼ねたため、南御門の外も儀式空間として使用する儀式において不都合が生じていた。
- (3) 『造内裏御指図御用記』（宮内庁書陵部所蔵）天明8年5月19、22、25日条など。以下、この史料については、詫間直樹編『京都御所造営録－造内裏御指図御用記』1～5（中央公論美術出版、2010～2015年）を参考にした。
- (4) 復古部分の構造の検討や図面の作成は岡嶋上野掾によって行われたが、屋根の形態や取り合いの処理などについて朝廷の意向との相違もあり、岡嶋は「武辺の者故古儀等に不案内」とされて（『造内裏御指図御用記』天明8年11月3日条）、「古代大内裏の儀を心得る」（同）朝廷の修理職大工の木子播磨へと引き継がれた。
- (5) 『造内裏御指図御用記』天明8年6月14日条、天明9年正月21日条。
- (6) 『御造営御用掛日記』（宮内公文書館所蔵）嘉永7年5月12日条に、  
「一、御造営御用掛奉行衆掛り非蔵人松室筑後を以被命如左、  
今度、禁裏御造営速被仰進御満悦之御事二候、天明度彼是御模様替・御再興之儀被仰進候通被成進、紫清兩殿を始、夫々御出来相成候処、何分御再興取調之廉茂多端二付、其節之御差図少々宛御都合悪キ廉も有之、且火除地茂無之、少し被広度叡慮被為在候得共、当時外夷渡来を始、諸般御事多之御時節二候得者、被察御時勢、御好等之儀不被仰出候間、御元形通殿舎無相違、至神嘉殿迄速ニ御造営被成進候ハ、叡慮不斜可被思召候、此等之趣可然御取計有之候様宜申入旨、関白殿被命候事、  
五月  
右之趣勘使中村雅太郎修理職等江申達書付写取本紙、同人を以上ル、」  
とあり、その大意を本文に示した。『野宮定功修理職奉行備忘』（宮内庁書陵部所蔵）嘉永7年5月13日条にも同内容の記述が見られる。また、『修理職御用』（『修理職御用并御造営之記』〈宮内庁書陵部所蔵〉8冊のうち）にも、安政度造営では建物を寛政度造営の通りとする指示が記されている。

- (7) 『御造営御用掛日記』嘉永7年5月12日条  
「一、元形之御図面三枚被出内老杖式分計ニ対屋向并三仲間・口向等炎上迄之通相違無之哉相調、付札ニ而差出候様奉行衆と掛非藏人を以被命、修理職江申渡、  
但天明造内裏以後建出等有之、模様替之所茂有之候ニ付、篤与相調候様、修理職江申渡置、」  
など。
- (8) 『造内裏御指図御用記』寛政元年閏6月2、3日条。
- (9) 『禁裏廻廊小積』（宮内庁書陵部所蔵）。
- (10) 『諸廊下小積』（宮内庁書陵部所蔵）。
- (11) 造営以降、明治32年（1899）、明治42年、及び昭和8年（1933）の塗替工事でも光明丹の使用が認められた。いずれも下塗りなどの材料技法の詳細は不明であるものの、明治32年の全面塗替工事のように光明丹とともに弁柄粉と朱土粉が用いられている事例や、昭和3年の全面塗替工事のように丹に弁柄が調合された事例がある。今回の工事に際して行われた科学分析では、丹塗の柱の塗装のうち、漆喰壁の内部に接し造営以降はほとんど手が加えられていない可能性が高いと考えられた箇所から、鉛系の橙色の顔料とともにその下塗りとみられる薄い茶褐色の酸化鉄系の顔料が検出されており、造営当初は光明丹と酸化鉄系顔料の重ね塗りであった可能性が高いと考えられた。
- (12) 日月華門と承明門の木形（木製の雛型）を見た裏松固禪が八脚門には腰長押がない旨指摘した（『造内裏御指図御用記』寛政元年閏6月3日条）。木形には見栄えが良いという理由で腰長押が付いていたが、固禪のこの指摘を踏まえて、日月華門と承明門の図面から腰長押が削られた（同10日条）。
- (13) 『野宮定功修理職奉行備忘』安政2年5月7日条。また、『造内裏御用帳』（『修理職御用并御造営之記』8冊のうち）安政2年5月11日条にも同様の記述がある。
- (14) 計画変更が検討された際に、決定案とは別に、日月華門と同様に承明門にも仮粧貫に腰長押を付ければ見栄えも宜しくなるという案が出ていることから、その状況がうかがえる。
- (15) 『安政御造営図志』（宮内公文書館所蔵）「宮作木品仕訳之事」の項には、「承明門 日華門 月華門 回廊廻り 榎杉造り」と記されており、おおよそ現存部材の材種と一致する。檜は基本的に後世の修理において補材として用いられたものとみられる。
- (16) 満田さおり「紫宸殿御帳台の継壇に関する復元的研究—即位関連儀式の玉座にみる平安復古の理想とその実現—」（『宮内庁京都事務所年報』1、令和2年）。
- (17) 天皇の出御を伴う儀式を対象とするため、陣座における陣儀などの儀式は含めない。
- (18) 『造内裏御指図御用記』天明8年7月16日、寛政元年2月3日条。
- (19) 紫宸殿の母屋中央には、もともと清涼殿と同じ形式を持つ御帳台が常設されていた。儀式に際して撤収された御帳台は、宜陽殿の大臣宿所と納殿に移動して保管された。
- (20) 大嘗会の三ヶ日節会の室礼については、註16前掲論文に詳述した。
- (21) 正月に行われた舞御覧は、後水尾天皇期に年中行事に加えられ、正月17日に清涼殿（雨儀：軒廊）で行うのが慣例となっていたが、寛政度内裏造営後の寛政3年（1791）に式日を正月19日に改め、紫宸殿で行われるようになった。
- (22) 白馬節会において校書殿の東土廂が楽人の座として用いられていたが、復古内裏では月華門北廊をそれに擬することで対応された。